

(写)

浜松市告示第350号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内に次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更することについて、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成25年6月19日

浜松市長 鈴木康友

あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
1 浜松市西区舞阪町弁天島字千鳥園3148、3148の1、3147の2、3147の1、3146の1、3146の2、3145、3141の4、3141の3、3141の3と3196に挟まれた道路敷、3196、3195の2、3195の1、3187の3、3194の2、3193、3193の1、3192、3191、3191と3244に挟まれた道路敷、3244、3233の22、3233の26、3242の6、3242の5、3242の4、3233の24、3233の23、3233の25、3233の17、3233の28、3233の27、3239の5及び3239の1の北側から3239の1の西側にかけて隣接した道路敷の北側から西側にかけて隣接した堤塘敷の地先 公有水面埋立地 773.42平方メートル	浜松市西区舞阪町弁天島字千鳥園